

## 標準処理期間の未設定理由

番号 26

処 分 名	市施行事業の移転又は除却する建築物等の使用許可
根 抱 法 令 名	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
条 項	第77条第9項
所 管 課	市街地整備課

### 【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がない又は稀である、或いは将来的に申請が見込めないなど、標準処理期間を設定する実益がない。